



国民年金の加入方法

国民年金は誰もが加入する公的年金制度で、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入する義務があります。

加入者は、職業などによって次の3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

【第1号被保険者】

20歳以上60歳未満の農業者、自営業者、学生、フリーター、無職の方などです。加入手続きは、ご自身で住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口で行います。

【第2号被保険者】

会社員や公務員などの厚生年金保険に加入されている方です。加入手続きは、勤務先が行います。

【第3号被保険者】

第2号被保険者に扶養されていて、年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者の方です。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

会社を退職したときは、第2号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要となります。また、扶養されていた配偶者の方は、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続きがそれぞれ必要となりますので、お早めに手続きをお願いします。

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を！

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

- 予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
 - お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。
- ご予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-05-4890」または、お近くの年金事務所へ電話・来訪時にお申込みください。

令和3年度国民年金保険料は、月額16,610円 です。

【お問合せ】 住民生活課 住民係

法務局では、人権侵害による被害を受けた方を救済するための活動を行っています。お気軽にご相談ください。

みんなの人権110番

ゼロゼロみんなのひやくとうばん
0570-003-110

子どもの人権110番

ゼロゼロななひやくとうばん
0120-007-110
(通話料無料)

女性の人権ホットライン

ゼロナゼロのハートライン
0570-070-810

外国語人権相談ダイヤル

0570-090-911

インターネット
人権相談受付窓口

<https://www.jinken.go.jp/>

パソコン・スマートフォン・
携帯電話共通



法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会